

「訪問介護」料金表

令和6年4月改定分

対象事業所 奈良市：あすならホーム富雄、あすならハイツあやめ池
大和郡山市：あすなら苑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.42円**

【基本サービス】

サービス内容		単位数	利用料金	自己負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163単位	1,698円	170円	340円	510円
	20分以上、30分未満	244単位	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上、1時間未満	387単位	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上	567単位	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	以降、30分毎に加算	82単位	854円	86円	171円	257円
援生助活	20分以上、45分未満	179単位	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	220単位	2,292円	230円	459円	688円

※早朝夜間（午前6時～午前8時）（午後6時～午後10時）は25%、深夜間（午後10時～午前6時）は50%割り増しされます。

※やむを得ない事情で、かつ担当ケアマネジャー作成の居宅サービス計画上、2人で訪問介護を提供した場合は、2倍の料金となります。

【加算サービス】

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（注:1）	200単位	2,084円	209円	417円	626円
認知症専門ケア加算（I）/日	3単位	31円	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算（II）/日	4単位	41円	5円	9円	13円
緊急時訪問介護加算（身体介護のみ）	100単位	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（I）/月	100単位	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（II）/月	200単位	2,084円	209円	417円	626円

※上記の加算の適用は利用者への提供サービスの内容や事業所の体制等によって異なります。

加算サービスを提供する場合には事前に説明させて頂きます。

介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（I）	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（II）	所定単位数に4.2%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に2.4%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（I）の場合…所定単位数に22.4%（13.7%+2.4%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（II）の場合…所定単位数に20.3%（13.7%+2.4%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員処遇等改善加算（I）	所定単位数に14.9%を乗じた単位数
介護職員処遇等改善加算（II）	所定単位数に14.6%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

2024年度の改定により介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、
介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員処遇等改善加算に一本化されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。